

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2022年12月 7 日付第2240号

モスクワ

**ロシア連邦の経済的利益を阻害する措置を講じている国家および地域を原産地とする  
特定の物品に対する輸入関税率の承認について**

2014年 5 月29日付ユーラシア経済連合条約第40条第 2 項および連邦法「対外貿易活動の国家規制の基本について」第40条にしたがい、ロシア連邦政府は下記を **決定する**：

- ここに添付する、ユーラシア経済連合統一関税率表の関税率と異なる「ロシア連邦の経済的利益を阻害する措置を講じている国家および地域を原産地とする特定の物品に対する輸入関税率」を2023年12月31日まで（同日を含む）として承認する。
- 連邦関税庁は、本決定第 1 項の履行状況が監督されるようはからう。
- ロシア連邦産業商業省は、連邦反独占庁と共同で、かつロシアの生産者諸団体の参加を得て、消費者物価の上昇の阻止を目的として、本決定第 1 項にもとづく輸入関税率が適用される物品のロシア連邦国内市場における供給を拡大するための総合的な施策の策定および実施を行う。
- 本決定はそれが公布された日から 5 日が経過後に発効する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

2022年12月 7 日付  
ロシア連邦政府決定第2240号により  
承認

ロシア連邦の経済的利益を阻害する措置を講じている国家および地域を原産地とする  
特定の物品に対する輸入関税率

| ユーラシア経済連<br>合対外経済活動商<br>品分類コード | 物品名 <sup>1</sup>                                                 | 輸入関税率（単位：関税課<br>税価格に対する百分率） |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 3305 10 000 0                  | シャンプー                                                            | 35 <sup>2</sup>             |
| 3305 90 000 9                  | 頭髮用の調製品：その他のもの                                                   | 35 <sup>2</sup>             |
| 3306 10 000 0                  | 歯磨き                                                              | 35 <sup>2</sup>             |
| 3307 10 000 0                  | ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製<br>品                                     | 35 <sup>2</sup>             |
| 3307 20 000 0                  | 身体用の防臭剤及び汗止め                                                     | 35 <sup>2</sup>             |
| 3307 49 000 0                  | 室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品<br>（宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。）                   | 35 <sup>2</sup>             |
| 3402 90 900 0                  | 調製洗剤および清浄用調製品                                                    | 35 <sup>2</sup>             |
| 9303 20 100 0                  | 散弾銃                                                              | 35 <sup>3</sup>             |
| 9303 20 950 0                  | その他の散弾銃（散弾銃とライフルとを組み合わせ<br>たものを含む。）                              | 35 <sup>3</sup>             |
| 9303 30 000 0                  | その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライ<br>フル                                    | 35 <sup>3,4</sup>           |
| 9303 90 000 0                  | 信号けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した<br>器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索<br>発射銃、その他のもの | 35 <sup>3,4</sup>           |
| 9305 20 000 1                  | 第9303項の散弾銃又はライフルの銃身                                              | 35 <sup>3</sup>             |
| 9306 21 000 0                  | 散弾銃用弾薬筒                                                          | 35 <sup>3</sup>             |
| 9306 29 000 0                  | 散弾銃用弾薬筒の部分品及び空気銃用小弾丸                                             | 35 <sup>3</sup>             |

<sup>1</sup> 本一覧の適用に際しては、ユーラシア経済連合対外経済活動品目表コードにもつぱら依拠するものとする。物品名は利用の便を図るために挙げてある。

<sup>2</sup> 当該の輸入関税率は、米国、カナダ、英国、オーストラリア、ニュージーランドまたはポーランドを原産国とする物品に対して定める。

<sup>3</sup> 当該の輸入関税率は、ロシア連邦ならびにロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家および地域であって、2022年3月5日付ロシア連邦政府指令第430-r号が承認した一覧に掲げるものを原産国とする物品に対して定める。

<sup>4</sup> ロシア連邦選抜チームへの支給を目的として輸入されるスポーツ用の銃および付属品であって、ロシア連邦スポーツ省がその用途を証明しているものをのぞく